

2005年10月11日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」および  
「連結株式資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」  
に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成17年8月30日付でコメントの募集が行われた企業会計基準草案第8号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第11号「連結株式資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見をとりまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士（新日本監査法人）

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

明治製菓 経理部経理グループ

津 田 朋 基

公認会計士（監査法人トーマツ）

中 島 努

公認会計士（あずさ監査法人）

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挟 誠 一

日本電気 経理部主計室マネージャー

松 倉 博 之

公認会計士（中央青山監査法人）

山 岸 聡

公認会計士（中央青山監査法人）

綿 貫 知 芳

以上

連絡担当者：事業部長 小野 均

「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」および「連結株式資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見

平成 17 年 8 月 30 日に公表された「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)」(以下、「企業会計基準公開草案第 8 号」という。)および「連結株式資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「企業会計基準適用指針公開草案第 11 号」という。)は、新たな財務諸表として、その作成が義務付けられる連結株主資本等変動計算書および株主資本等変動計算書の作成および表示方法を定めるものである。これらの財務書類が財務諸表として作成されることにより、資本金、準備金および剰余金等の連続性が把握され、株主持分の変動に関する透明性が確保されるものと考えられている。このような視点から、公表された公開草案を検討すると次のような問題点があるので、改善すべきである。

- 1 企業会計基準公開草案第 8 号第 2 項は、本会計基準に関して、「既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いが優先することになる。」と定めているが、既存の会計基準のどの取扱いについて、本会計基準が優先することになるかにつき、結論の背景において明らかにすべきである。
- 2 企業会計基準公開草案第 8 号第 18 項および 19 項によれば、国際的な会計基準との調和と評価・換算差額等の残高が大きい場合にはその変動事由を示すことが重要であるとの考えに基づき、連結株主資本等変動計算書等に記載すべき項目の範囲を純資産の部のすべての項目とする考えを採用し、その開示内容に差異を設けることにより、事務処理の負担の軽減を図ることとしている。しかし、企業会計基準適用指針公開草案第 11 号に示されている連結株主資本等変動計算書は、概観性という観点からの明瞭性に乏しく、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しているものとは思われない。

そこで、連結株主資本等変動計算書等の記載項目の範囲を株主資本のみとするか、または、すべての項目とする場合には評価・換算差額等はまとめて表示し、その内訳を表示しないことができるものとすべきである。ただし、この場合においても、評価・換算差額等の変動で重要なものがある場合には、その内容を注記等により開示しなければならないものとすべきである。

- 2 企業会計基準適用指針公開草案第 11 号の示す純資産の各項目を縦に並べる様式は、定まった用紙に記載できるという意味はあるかもしれないが、その内容は判りにくいので、むしろ純資産の各項目を横に並べる様式の縦軸と横軸を反対にすることにより、表示様式を 1 つとしてもよいのではないかとの意見があった。
- 3 企業会計基準適用指針公開草案第 11 号第 9 項は、連結株主資本等変動計算書における株主資本の各項目の変動事由ごとの金額に重要性が乏しいものがある場合には、それらを一括して表示することができるものとしているが、このことは表示方法の変更に該当する旨を明らかにすべきである。

以上